

高齢者虐待防止のための指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。本事業所では、利用者様への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 高齢者虐待の定義、種類

虐待とは、職員・家族等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

①身体的虐待

外傷を生じるおそれがある暴力を加えること、正当な理由なく身体を拘束する事。

②性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、差別的な言動、心理的外傷を与えること。

④ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

①定期的な研修の実施（年2回以上）

②その他必要な教育・研修の実施

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

①利用者様、家族様、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、当事業所管理者とします。

②事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につながるよう努めます。

③事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を担当者に報告します。

②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。対応の結果は相談者にも報告します。

8. 当指針の閲覧について

当指針は利用者本人及び家族等が自由に閲覧できるよう、ホームページ等で公表します。

9. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

2023年11月1日より施行します。